

金沢でんき
(ガスセットプラン)
〔低圧電力〕

料 金 表

2023年6月16日実施

金沢エナジー株式会社

金沢でんき（ガスセットプラン）〔低圧電力〕

目 次

本 則	1
1. 契約種別	1
2. 適用範囲	1
3. 契約電力	1
4. 季節区分	1
5. 料 金	1
6. 使用電力量の算定	2
7. 契約の解約	2
8. そ の 他	2
附 則	3

本 則

1. 契約種別

この料金表の金沢でんき（ガスセットプラン）〔低圧電力〕（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、金沢でんき（ガスセットプラン）〔低圧電力〕といたします。

2. 適用範囲

この料金表は、お客さまが次のいずれにも該当し、お客さまと当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 当社が別に定める電気需給約款（低圧）（以下「需給約款」といいます。）15（動力需要）(1)の対象となるお客さまであること。
- (2) 北陸電力送配電株式会社または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）の接続供給の対象（富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部）であること。
- (3) 電気の需要場所において、当社とガス使用契約を締結されているまたは締結されること。

3. 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）(2)により算定された値といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は、0.5キロワットといたします。

また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 季節区分

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

5. 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,201円97銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円57銭	24円53銭

6. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款にもとづき、計量器等によって計量された値とし、30分単位で計量されるものといたします。
- (2) 料金の算定期間の季節別の使用電力量は、季節別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計した値といたします。

7. 契約の解約

2（適用範囲）(3)を満たしていないことを当社が確認した場合は、需給約款 39（解約等）に準じて解約することがあります。

8. その他

その他の事項については、需給約款によるものといたします。

附 則

1. この料金表の実施期日

この料金表は、2023年6月16日から実施いたします。

2. 契約電力についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの料金表および需給約款にもとづく需給契約を希望される場合で、お客さまが当社以外の小売電気事業者との需給契約により本則3（契約電力）以外の方法で契約電力を定めていたときは、本則3（契約電力）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電力等を基準として、協議により契約電力を定めることがあります。
- (2) (1)の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（一般送配電事業者等がこの料金表および需給約款に係る供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合を除きます。）においてお客さまが新たにこの料金表および需給約款にもとづく需給契約を希望される場合の契約電力は、(1)に準じて定めることがあります。
- (3) 当社は、お客さまが(1)または(2)により定めた契約電力をこえて電気を使用され、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には、原則として、契約電力をこえて電気を使用した直後の料金の算定期間の始期から、契約電力を適正なものに変更していただきます。
- (4) (1)または(2)により契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備等を変更される場合には、当社に申し出てください。この場合の契約電力は、原則として、本則3（契約電力）により定めます。